

令和4年1月20日

保護者 様

愛知県立三好高等学校長 古井成之

「愛知県まん延防止等重点措置」の適用を踏まえた御家庭での対応について（お願い）

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、令和4年1月20日付けで、本県は1月21日（金）から2月13日（日）までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされ、知事からはメッセージ（県 HP 参照）が発出されました。これにより、本県全体の地域の感染レベルは、感染が急激に拡大していることから「レベル2」と最高の「レベル3」を組み合わせた対応となります。

特に急速に置き換わりが進んでいるオミクロン株については、感染力が高い可能性があると考えられています。このような中、各御家庭におかれましては、引き続き、基本的な感染防止対策を一層高めて生活されていると存じます。

つきましては、学校としましてはお子様が安全・安心な学校生活や寄宿舎生活を送れるよう、最善を尽くしてまいります。各御家庭におかれましても、改めて下記について御協力願います。

記（下線部が変更点）

- 1 同居家族も含めて毎朝の健康観察を行い、お子様に発熱等の風症状が見られる場合は、登校を控えてください。【出席停止扱い】
- 2 お子様の同居家族等が濃厚接触者と特定された場合や、同居家族等に発熱等の風邪症状がある場合は、大事を取って登校を控えてください。【出席停止扱い】
- 3 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅してください。放課後や休日の学校外における個人の行動においても、感染防止対策を自ら確実に実行してください。
- 4 登下校中も、原則マスクを着用してください。
- 5 お子様が、新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者として特定されたりした場合（保健所によって対応の差あり）、必ずその指示に従うとともに、学校へ連絡をしてください。
- 6 出席停止については、必ず当日朝8時30分までに電話連絡にて、出席停止としての扱いを希望する旨をお伝えください。

なお、校内で陽性者が出た場合であっても「臨時休業」を行わないことがあり、この場合は御家庭等への御連絡はしませんので御承知おきください。

【問い合わせ】 教頭 野田、石塚

TEL 0561-34-4881